

令和3年第3回

瑞浪市議会定例会議案

令和3年8月30日

目 次

議第 5 6 号	瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 5 7 号	押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について…	2
議第 5 8 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議第 5 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて…………	4
議第 6 0 号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて…………	5
議第 6 1 号	訴えの提起について……………	6
議第 6 2 号	財産の処分について……………	8
議第 6 3 号	市道路線の廃止について……………	9
議第 6 4 号	市道路線の廃止について……………	1 0
議第 6 5 号	市道路線の認定について……………	1 1
議第 6 6 号	市道路線の認定について……………	1 2
議第 6 7 号	市道路線の認定について……………	1 3
議第 6 8 号	令和 3 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 6 号）……………	1 4
議第 6 9 号	令和 3 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 7 号）……………	1 7
議第 7 0 号	令和 3 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………	2 4
議第 7 1 号	令和 3 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）…	2 6
議第 7 2 号	令和 3 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	2 8
議第 7 3 号	令和 3 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	3 0
認第 1 号	令和 2 年度瑞浪市一般会計決算の認定について……………	3 2
認第 2 号	令和 2 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定 について……………	3 3
認第 3 号	令和 2 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について…	3 4
認第 4 号	令和 2 年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について…………	3 5
認第 5 号	令和 2 年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について…………	3 6
認第 6 号	令和 2 年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について……………	3 7
認第 7 号	令和 2 年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について……………	3 8

議第 5 6 号

瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 8 月 3 0 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例

瑞浪市個人情報保護条例（平成 1 2 年条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条の 2 中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 1 9 条第 7 号」を「第 1 9 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第57号

押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(瑞浪市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 瑞浪市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和29年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

別記様式中「印」を削る。

(瑞浪市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 瑞浪市固定資産評価審査委員会条例(昭和29年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第10条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

議第58号

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例

瑞浪市手数料条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。
別表中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項から15の項までを1
項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

議第59号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野 光二

氏 名	住 所	生 年 月 日
渡 邊 喜 美 代	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第60号

瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏 名	住 所	生 年 月 日
鈴木圭子	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第61号

訴えの提起について

次のとおり、訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 訴えを提起する相手方

- (1) 法人1
- (2) 法人2

2 事件名

債権者代位権の代位行使による所有権移転登記手続請求事件

3 請求内容

- (1) 法人1は、法人3に対し、瑞浪市内に所有する不動産について、平成7年10月19日売買を原因とする所有権移転登記手続をせよ
- (2) 法人2は、法人3に対し、瑞浪市内に所有する不動産について、平成7年10月19日売買を原因とする所有権移転登記手続をせよ

4 事件の内容

市税の滞納者である法人4に対して、所有する不動産を差押えるために、所有権移転登記が行われていない不動産について、登記上の所有者を法人4とする必要がある。当該不動産の前々所有者である法人1及び法人2に、前所有者である法人3に対して所有権移転登記をするよう訴えを提起する。

5 本件に関する取扱い

- (1) 本件の訴訟は、弁護士に一任する。
- (2) 相手方から和解の申入れがあり、履行が見込まれる場合は和解す

る。

- (3) 判決の結果、請求が棄却された場合又は市長が必要と認めた場合は、上訴するものとする。

議第62号

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 処分の理由 瑞浪クリエイション・パーク内の賃貸借区画
用地にて操業中の借受人より、土地購入の申
し出があったため

2 処分しようとする土地

所在地	地目	地積 (㎡)
瑞浪市山田町字小洞2006番	宅地	6,503.59

3 売却金額 147,942,000円

4 売却の相手方 岐阜県瑞浪市山田町2006番地
株式会社アストリム
代表取締役 安藤 一彦

議第63号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	859	上平5号線	上平町5丁目1番地先 上平町5丁目30番地先	

議第64号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	854	上平・一色1号線	上平町5丁目4番地先 一色町5丁目26番地先	

議第65号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1676	上平5号線	上平町5丁目4番地先 寺河戸町字入ヶ洞2番4地先	

議第66号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1677	一色15号線	一色町5丁目16番2地先 一色町5丁目26番地先	

議第67号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1678	上平28号線	上平町5丁目1番2地先 上平町5丁目30番地先	

議第68号

令和3年度瑞浪市一般会計補正予算（第6号）

令和3年度瑞浪市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,094,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,458,682	27,000	2,485,682
	2 国庫補助金	1,153,792	27,000	1,180,792
20 繰越金		100,000	2,000	102,000
	1 繰越金	100,000	2,000	102,000
歳入合計		16,065,900	29,000	16,094,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		1,857,132	29,000	1,886,132
	2 小学校費	440,993	29,000	469,993
歳出合計		16,065,900	29,000	16,094,900

第2表 債務負担行為補正

(変更)

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
バス路線維持 対策業務委託料	令和3年度から 令和6年度まで	135,800	補正前に同じ	156,600

議第 6 9 号

令和 3 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 3 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 2 4, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6, 9 1 9, 4 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 8 月 3 0 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例金 交付金		100,000	3,681	103,681
	1 地方特例金 交付金	40,000	3,681	43,681
11 地方交付税		2,600,000	516,464	3,116,464
	1 地方交付税	2,600,000	516,464	3,116,464
13 分担金及び 負担金		35,183	1,500	36,683
	1 分担金	7,904	1,500	9,404
15 国庫支出金		2,485,682	171,318	2,657,000
	1 国庫負担金	1,297,835	62,146	1,359,981
	2 国庫補助金	1,180,792	109,172	1,289,964
16 県支出金		968,823	△2,728	966,095
	1 県負担金	557,531	2,536	560,067
	2 県補助金	324,302	△5,264	319,038
17 財産収入		91,025	145,642	236,667
	1 財産収入 運用収入	80,174	△2,300	77,874
	2 財産収入 売却収入	10,851	147,942	158,793
19 繰入金		1,068,786	△397,233	671,553
	1 基金繰入金	1,040,650	△397,433	643,217
	2 財産区 繰入金	28,136	200	28,336
20 繰越金		102,000	416,056	518,056
	1 繰越金	102,000	416,056	518,056
21 諸収入		284,010	△7,800	276,210
	4 雑収入	172,776	△7,800	164,976
22 市債		1,704,200	△22,400	1,681,800
	1 市債	1,704,200	△22,400	1,681,800
歳入合計		16,094,900	824,500	16,919,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,210,360	501,860	2,712,220
	1 総務管理費	1,854,541	515,960	2,370,501
	2 徴税費	196,929	△7,200	189,729
	3 戸籍住民 基本台帳費	111,982	△4,500	107,482
	5 統計調査費	8,902	△2,400	6,502
3 民生費		5,009,782	△9,191	5,000,591
	1 社会福祉費	2,752,352	△1,950	2,750,402
	2 児童福祉費	2,042,230	△7,241	2,034,989
4 衛生費		1,506,992	93,468	1,600,460
	1 保健衛生費	624,837	72,748	697,585
	2 清掃費	783,894	20,720	804,614
5 労働費		17,233	△2,556	14,677
	1 労働諸費	17,233	△2,556	14,677
6 農林水産業費		281,838	4,000	285,838
	1 農業費	236,170	0	236,170
	2 林業費	45,668	4,000	49,668
7 商工費		589,602	△49,760	539,842
	1 商工費	589,602	△49,760	539,842
8 土木費		1,458,608	△15,062	1,443,546
	2 道路橋梁費	753,298	4,788	758,086
	3 河川費	146,540	△60,000	86,540
	4 都市計画費	354,943	29,370	384,313
	5 住宅費	152,730	10,780	163,510
9 消防費		768,340	77,251	845,591
	1 消防費	768,340	77,251	845,591
10 教育費		1,886,132	176,290	2,062,422
	1 教育総務費	271,235	2,372	273,607
	2 小学校費	469,993	7,731	477,724
	3 中学校費	148,947	4,665	153,612
	4 幼稚園費	210,748	△1,500	209,248
	5 社会教育費	388,085	196,785	584,870
	6 保健体育費	397,124	△33,763	363,361

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		76,580	52,000	128,580
	1 農林水産業施設 災害復旧費	26,580	6,000	32,580
	2 土木施設 災害復旧費	50,000	16,000	66,000
	3 教育施設 災害復旧費	0	30,000	30,000
13 諸支出金		599,745	△3,800	595,945
	1 公営企業費	599,745	△3,800	595,945
歳出合計		16,094,900	824,500	16,919,400

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	瑞浪駅周辺再開発事業	44,706
9 消防費	1 消防費	通信指令設備更新事業	89,726
10 教育費	5 社会教育費	中央公民館施設改修事業	198,500
11 災害復旧費	2 土木施設 災害復旧費	現年土木施設補助災害復旧事業	16,000

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
第7次瑞浪市総合計画策定業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	16,300
キャッシュレス決済手数料	令和3年度から 令和8年度まで	証明手数料等に 決済手数料率を 乗じた額
キャッシュレス決済システム保守委託料	令和3年度から 令和8年度まで	1,400
合同企業説明会開催等業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	2,556
農産物等直売所指定管理料	令和3年度から 令和8年度まで	10,500
産業振興センター指定管理料	令和3年度から 令和8年度まで	76,330
旧陶小学校地内農業用水路付替工事	令和4年度	21,000
地域活性化施設等整備補助金	令和3年度から 令和8年度まで	14,000
釜戸公民館指定管理料	令和3年度から 令和8年度まで	47,000
過年土木施設補助災害復旧工事	令和4年度	2,000

第4表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
通信指令設備更新事業	67,200	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
現年農業用施設補助災害復旧事業	1,000			
過年教育施設単独災害復旧事業	30,000			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市道等整備事業	105,700	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	118,400	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
猿爪川浸水対策事業	54,000				27,000			
市営住宅長寿化事業	31,500				36,800			
現年土木施設補助災害復旧事業	9,900				15,200			
臨時財政対策債	745,000				628,100			

議第70号

令和3年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ563,200千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 後期高齢者医療 広域連合支出金		22,326	△500	21,826
	1 委託金	22,326	△500	21,826
4 繰入金		141,269	△2,900	138,369
	1 一般会計 繰入金	141,269	△2,900	138,369
5 繰越金		100	10,100	10,200
	1 繰越金	100	10,100	10,200
歳入合計		556,500	6,700	563,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		22,225	△3,400	18,825
	1 総務管理費	19,232	△3,400	15,832
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		516,771	10,100	526,871
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	516,771	10,100	526,871
歳出合計		556,500	6,700	563,200

議第71号

令和3年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,612,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		1,000	28,000	29,000
	1 繰越金	1,000	28,000	29,000
歳入合計		3,584,000	28,000	3,612,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		231	12,000	12,231
	1 基金積立金	231	12,000	12,231
6 諸支出金		4,900	16,000	20,900
	1 償還金及び 還付加算金	4,900	16,000	20,900
歳出合計		3,584,000	28,000	3,612,000

議第72号

令和3年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,124,600千円	△1,500千円	1,123,100千円
第2項 営業外収益	199,721千円	△1,500千円	198,221千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,106,000千円	△1,500千円	1,104,500千円
第1項 営業費用	1,073,299千円	△1,500千円	1,071,799千円

（資本的支出）

第3条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額336,000千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額338,700千円」に、「過年度分損益勘定留保資金315,638千円」を「過年度分損益勘定留保資金318,338千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	480,900千円	2,700千円	483,600千円
第1項 建設改良費	303,272千円	140千円	303,412千円
第3項 補助金返還金	0千円	2,560千円	2,560千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	44,481千円	△1,645千円	42,836千円

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条中「40,493千円」を「38,687千円」に改める。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野 光二

議第73号

令和3年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	1,174,900千円	300千円	1,175,200千円
第2項 営業外収益	624,507千円	300千円	624,807千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,163,400千円	300千円	1,163,700千円
第1項 営業費用	1,053,086千円	120千円	1,053,206千円
第2項 営業外費用	108,083千円	180千円	108,263千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中「及び損益勘定留保資金305,877千円」を「、損益勘定留保資金304,503千円及び繰越工事資金1,374千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	450,000千円	200千円	450,200千円
第3項 出資金	220,500千円	200千円	220,700千円
	支 出		
第1款 資本的支出	769,200千円	200千円	769,400千円
第1項 建設改良費	234,823千円	200千円	235,023千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費 (他会計からの補助金)	110,875千円	△2,960千円	107,915千円

第5条 予算第10条中「18,750千円」を「18,772千円」に改める。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

認第1号

令和2年度瑞浪市一般会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 令和2年度瑞浪市一般会計決算

認第2号

令和2年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 令和2年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算

認第3号

令和2年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 令和2年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算

認第4号

令和2年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 令和2年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算

認第5号

令和2年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 令和2年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算

認第6号

令和2年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 令和2年度瑞浪市水道事業会計決算

認第7号

令和2年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和3年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 令和2年度瑞浪市下水道事業会計決算